公

告

漁船保険付保義務の消滅......

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

告

示

目

次

漁船保険付保義務の発生......

第三千四百三十八号

平成二十三年 (月曜日

青森県告示第七百三十七号 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)

平成二十三年九月十二日

部を次のように改正する。

の

青森県知事 Ξ 村 申

吾

第二号の表中

(県 民 局) (三八地域) ::

同

(会計管理課) ::

平内町漁業協同組合清水川支所 | 東津軽郡平内町大字清水川 | 」 平内町漁業協同組合小湊支所 東津軽郡平内町大字浅所 一」

平内町漁業協同組合東田沢支所 |東津軽郡平内町大字東田沢 | 」

平内町漁業協同組合浦田支所 東津軽郡平内町大字茂浦 \_ 及び

(財産管理課)

÷

平内町漁業協同組合茂浦支所 東津軽郡平内町大字茂浦

|」を削る。

青森県告示第七百三十八号

(農村整備課)

≕.  $\equiv$ 

文県 化民化生

:

県東

民 民 地

局域

:

껃띡

通損害保険に付すべき義務が消滅したので、 規定により、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十三条の二第一項第一号の 次の加入区においては、平成二十三年九月十二日をもって指定漁船を普 同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

加入区の名称

同同同同弱

· · · ·

六 五 五

:

示

階 上

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表....... 政治資金規正法による政治団体の解散の届出.

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出...

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.

事

局 :

道路の位置の指定.

県下

民地

局域

껃

出

先機 関

選挙管理委員会

建設業者の許可の取消し...... 県営土地改良事業計画変更の決定...... 同法第十条第二項の規定による公告..... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 県有財産の売却に係る一般競争入札.....

## | 青森県告示第七百三十九号

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 告

公

# 県有財産の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。| 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三村 申 吾

# 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。

) の売却

青森市大宮	
青森市大字浅虫字山下	戶
- = 0 =	坩
宅地	地 E
一二六三・五四	地積 (平方メートル)

<b>当二・</b>	宅地	七北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二一の六
<01.01	宅地	三九 北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一
0  -	宅地	の二・北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一五〇
一、二八九・九三	宅地	の八五西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字小夜六七一
六三三・八	宅地	の五西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字小夜三一八
八八四·OC	宅地	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三三の七
七三九・一	宅地	二五八の四六六 東津軽郡今別町大字今別字西田二一六の三、
五八四・〇〇	宅地	つがる市木造藤田一六三の二
七四六・八五	宅地	むつ市桜木町一一六の三
七九九・三八	宅地	むつ市大畑町本町二三〇の二
三五九・九九	宅地	五所川原市金木町芦野二〇〇の一二七五
O九・O	宅地	五所川原市大字飯詰字福泉一六〇の二
九九三・二四	宅地	五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の二
六三八・八六	宅地	五所川原市若葉一丁目三四の七
二、六一七・五五	宅地	弘前市大字石川字中川原三二の一
四七一・五六	宅地	青森市大字羽白字沢田七三〇
八二・六〇	宅地	青森市松森二丁目八六の一、八六の四
五〇五・五五	宅地	青森市大字浅虫字山下一四四の二

五

二 入札に参加する者に必要な資格 者であること 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

売却する物件を示す場所

に掲げる土地の所在地

兀

売却する物件の地積測量図等の書面、 契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

入札及び開札の場所及び日時 青森市中央一丁目一の二九 協同組合タッケン 青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十三年十月十七日 平成二十三年十月十一日 午前九時から

午後五時まで (必着

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない

開札場所

3

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎議会棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十三年十月二十八日 午前十時から

開札は、 物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額 (入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九

反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。

物件の引渡しは、 現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地

の確認をすること。

2

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成二十三年九月十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十三年七月十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

\_

特定非営利活動法人あおもりコリアネット

代表者の氏名

Ξ

俊行

主たる事務所の所在地

兀

青森市奥野四丁目一三の一八

五 定款に記載された目的

に、ソウル・青森線の利用促進その他経済交流の活性化に寄与することを目的とす この法人は、青森県と韓国との間において、草の根からの交流促進を図るととも

ಶ್

県営土地改良事業計画変更の決定

野木地区の県営土地改良事業 (農地集積加速化基盤整備事業) 計画を変更したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、

縦覧に供する。 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり

平成二十三年九月十二日

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十三年九月十三日から同年十月十三日まで

縦覧の場所 青森市役所

Ξ

建設業者の許可の取消し

平成二十三年九月十二日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社晃道組

代表者の氏名 横内

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市原別八丁目九のニー

兀 許可番号 青森県知事許可 般 二二一) 第一七四三五号

五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日

取消しに係る建設業の許可

末 ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該 平成二十三年七月一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、

当する。

出 先 機 関

吾 下北地域県民局告示第三号

青森県知事

Ξ

村

申

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 なお、 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、 下北地域県民局地域整備部

平成二十三年九月十二日

及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

下北地域県民局長

툱

津

秀

位置
延
長
幅
員
年指 月 日定

### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

冨岡幸夫後援会	七尾潔後援会	名政 治団体 の
大薗昇	太田彪	氏代 表 名者
富岡睦子	須藤 眞市	者 氏 名任
むつ市上川町一〇	二四 字小湊字下槻五の 東津軽郡平内町大	在地を事務所の所
章 〈二	章 平成 ↑ 八	年届 月 日出

# 青絑県選挙管理委員会告示第八十六号

より告示する。 の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定にの政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次

## 平成二十三年九月十二日

# 青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能

人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部一以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

戸市支部	民主党青森県八代	町第三支部 県平川市・大鰐 ・ ・ ・ ・ 大鰐森	名 政治団体の 称の
会計責任者	代 表 者	名政 称団体の	異動事項
五戸定博	知	三支部 平川市·大鰐町第 自由民主党青森県	新
寺 地 則 行	山内正孝	南津軽郡第三支部	П
		<ul><li>三平</li></ul>	年届 月 日出

## 政党以外の政治団体

援会とめよし後	会 大滝つぎお後援	名が団体の
会計責任者	代表者	異動事項
山本留義	皆野 文信	新
竹山明	小林正	П
三	章平 ·成 ·	年届月日出

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

## 平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

三	田中茂勝	笹原博美	代表者	笹原博美後援会
三・八三	石澤直士	外﨑清文	代表者	連合会 木村太郎太山会
	奈良 勝行	鈴木 彰夫	会計責任者	
= 小三	和田文夫	大坂 健蔵	代表者	治連盟 青森県税理士政
	青森市中央一の一	青森市中央一の一	所 の 所 在 事 税	
	前田清	對馬 光久	会計責任者	
三 子 子 七	前田清	對馬 光久	代表者	鶴賀谷貴後援会
	四 字藤崎字高瀬八の 南津軽郡藤崎町大	の五 字水木字稲田八二 南津軽郡藤崎町大	所の所在 を 地 を	
章 今三	出町長四郎	荒内 昭雄	代表者	会回ゆきお後援
	鎌田明宏	有馬勉	会計責任者	
<b>≡</b> ◇	関裕恵子	石田弘輝	代表者	関良後援会
	平岡一二八の八七青森市大字新城字	平岡五六の一帯森市大字新城字	所の所在地 地	

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定す

政治団体の名称
解散年月日
届出年月日

## 政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
富岡ゆきお後援会	平成三・八四	平成三・ベニ
松橋勝利後援会	三十八五	
山谷秀造後援会	二三、八二宝	

# 青森県選挙管理委員会告示第八十八号

を次のとおり告示する。 金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定による資

## 平成二十三年九月十二日

### 青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

(平内町長)	(公職の種類)届出者の氏名
笹原博美後援会	名 資金管理団体の 称
笹原博美	氏代 表 名者
東田沢字田沢三六東津軽郡平内町大字	所 在 地
三平 ・成 ○ 三	年届 月 日出

# 青森県選挙管理委員会告示第八十九号

金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定によ 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資

り告示する。

## 平成二十三年九月十二日

議員) (弘前市議会 山谷 秀造	(公職の種類)届出者の氏名	
山谷秀造後援会	名 資金管理団体の	青森県選
山谷 秀造	氏代 表 名者	青森県選挙管理委員会委員長
一三の三五の三五の三五の三五の三五の三五の三五の三五の三五の三五の三の三の三の三	所 在 地	委員長 川 村
≕平 ·成 ◇	年届月	能

日出

人

章平 応 ○ 三

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行